



# 修郎先生の事件簿2

小池雄一氏

～就労ビザ専門会社の現場から～

佐生修郎(さしゅう・しゅうろう)は就労ビザ専門会社で働くコンサルタント。その幅広い知識と長年の現場経験、それに深い洞察に基づきさまざまなアドバイスを行い、数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「真面目に不真面目」。

大谷翔平 大変だ、大変だ、来週からインドネシアでは断食月(ラマダン)に入るよ。新規赴任者の山本君は独特の雰囲気驚くかね。

佐生修郎 期待の新人ヨッシー君か。来イ早々に日本で味わえない経験をしてもらえるかも。

大谷 断食月と言えは「立入検査の季節」だとよく言われる。今年も同じかなあ？

佐生 出張者向けの「訪問ビザ」は新システムMOLINAの稼働開始で目的・活動内容に合わせてビザ種類が細分化され、どのビザを取るべきかが判り易くなった。

大谷 加えて、「訪問ビザ」での工場訪問が可能と規程でも明示されたし、その点は良かったよ。でも、まだ安心はできない。何をポイントに協力を絞めれば良いかなあ？ 所謂「旬」な指摘ポイントがあると思うよ。今年は何が「旬」なの？

佐生

「旬」と呼ぶべきかどうかは別として、比較的指摘される頻度が高い事柄はある。それは「住所変更」と「複数企業の兼務報告」だ。

大谷 「住所変更」手続きについては、最近は励行しているよ。山本君のような新規赴任者は、入国後60日以内に滞在許可証(ITAS)上の仮住所から実際に住んでいる本住所への住所変更手続き(MUTASI ALAM AT)を行うことだね。

佐生 さよう。他の先輩駐在員のITAS上の住所にも注意を向けて欲しい。引越した人がいないかい？ それに同一アパート内の部屋番号の変更も引越し扱いだから住所変更手続きが必要だよ。

大谷 「複数企業の兼務報告」はどうなの？

佐生 インドネシアでは原則として外国人の兼務は禁止だ。ただ、取締役とコミサリスだけは例外的に複数企業での兼務が認められている。

大谷 ITAS保有者が複数企業でそれぞれのAKTA定款に名前が載っている場合、たとえその兼務先の企業で一切実業務は行っていないとしても、名前だけ載っているだけだと見られる。兼務用就労許可証(兼務IMTA・DOUBLE JOB IMTA)を申請取得しなければならぬ。

佐生 半分は正解。しかし、それだけでは十分ではないぞ。労働省で兼務IMTAを取った後、それらをまとめて地域イミグレーション局へ兼務報告手続きをしなければならぬ。その処理をRANGKAP JABABANと呼んでいる。その兼務報告手続きを怠ると、イミグレーションへの報告義務違反となる。

大谷 労働省から兼務IMTAを取得する。それだけで済むと思っていたよ。佐生 兼務IMTA取得

## 断食月は立入検査の季節？！

済みの情報が兼務先企業から軸足企業のビザ担当者へ伝わらず、それが原因で兼務報告が為されないケースが散見される。気を付けて。

大谷 わかった。我々日本人取締役としても兼務の情報が軸足企業に伝わるように気を付けてるよ。それにしても、「住所変更」も「複数企業の兼務報告」も、どうやって当局側は違反の匂いを嗅ぎつけてくるの？

佐生 この二つは内部通報ではなさそう。大谷 ではどうやって？

佐生 今は月面ポイント着陸する時代だ。インドネシア当局の立入検査でも、その様相は進化しているだろうね。

大谷 監視カメラを駆使するとか？ 佐生 いや、未だそこまでは行っていない。

大谷 では、データ検索かな？ 佐生 ご明察。「住所変更」の場合は、アパートからアプリ経由で実際の居住者情報を得て、それとITAS情報とパスポート番号をキーにしてマッチングさせれば、差異がある人が判る。

大谷 「複数企業の兼務報告」はどうやって？ 佐生 OSS(会社設立に関する全ての申請・登録システム)を検索すると、AKTA定款を照会できる。複数の企業に取締役に

して登録されている人で、未だイミグレーションへ兼務報告が為されていない人を、システムの見つけることはそう難しくない。

大谷 当局システム内のデータを検索して、怪しそうな人に当たりをつけ、ポイントで出頭命令書を出し、呼び出して聞き取り調査をする。そういうやり方か。

佐生 今までのように内部通報により企業現場に向いて、独自解釈の言い合いをするのではなく、違反状態を発見して指摘するという幾分まっとうな方法に近づいている感じかな。

大谷 断食月は神と向き合う時間だから、酷い事は起こらないと信じながら、できるだけ協力を極めて臨むようにするよ。

佐生 人事を尽くして天命を待つ。断食する訳ではないけど、祈りを大切にする月にしたいものだ。

こいけ・ゆういち FPCインドネシア代表取締役。89年学習院大卒、日本アイ・ピー・エム入社。フジスタップへ転職後インドネシアでの事業開発を手掛ける。帰国後に独立。「夢ある街のたのしいやき屋さん」FC経営を経て、12年8月より現職。栃木県生まれ。57歳。

佐生修郎 心得の条  
一 断食月は立入検査の季節と揶揄される。新システム稼働でビザ種類が選択し易くなり、「訪問ビザ」で工場訪問も可能と明示された。自信をもって怖がらず業務に動かしむ事。  
二 「旬」な指摘ポイントは「住所変更」と「複数企業の兼務方向」。これらを前もって手続きして協力を締め、あとは何事もない事を祈る事。

※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。

「修郎先生の事件簿2」は、原則、毎月第1水曜日に掲載します。